

「あおもりで働こう」小学校教員魅力向上動画制作・広報等業務仕様書（案）

1 業務名

「あおもりで働こう」小学校教員魅力向上動画制作・広報等業務

2 目的

小学校教員の志望者を増加させるため、小学校教員の魅力を向上させる動画（小学校教員の授業動画、高校生による小学校教員へのインタビュー動画）を制作し、小学校教員の魅力向上セミナーや各種広報媒体を活用した広報を実施することにより、小学校教員の魅力向上を図る。

3 委託業務内容

（1）小学校教員の授業動画制作

- ① 教壇からの教師目線により撮影するためのウェアラブルカメラ、教室全体を撮影する360度カメラ、児童の表情を捉えるカメラなど、複数台のカメラにより、小学校教員の授業の様子を撮影する。
授業の様子を撮影する小学校は、後日指定する。
- ② 撮影した映像は、時間を同期させて1画面に同時表示させ、授業前後の休憩時間を含めた60分程度の動画に編集するほか、学校での授業改善のための研修等で活用するため、必要に応じて字幕などを挿入する。
- ③ 撮影した映像のほか、独自に撮影した映像をもとに、
ア 県内外の大学生向けに、小学校教員の魅力を伝える動画
イ 県外の大学生向けに、青森県で働く魅力を伝える動画
を作成する。

（2）高校生による小学校教員へのインタビュー実施及び動画制作

- ① 県内6教育事務所管内で各1校の小学校において、インタビューを行う高校生を募集する（6教育事務所管内それぞれで2～3名程度）。
- ② 高校生を支援するメンター（小学校教員の魅力発信のインフルエンサーとされる者）の選定、依頼（6教育事務所管内それぞれで1名とするが、兼任も可能）を行う。
- ③ インタビュー実施に必要な連絡調整、高校生やメンターの送迎、説明会や研修を行う。
- ④ インタビューを実施する過程を撮影し、小学校教員の魅力を伝える動画を作成する。
- ⑤ インタビューを受ける小学校教員及び所属校については、後日指定する。

（3）教員の魅力向上セミナーの企画実施

- ① 上記（2）で撮影した動画を活用して、小学校教員の魅力が伝わるセミナー（令和6年1月上旬実施を予定）を企画する。
- ② 会場の選定（青森市、弘前市、八戸市）、セミナーの周知、参加者の取りまとめを行う。（各会場50人程度、オンライン配信も可）
- ③ 上記（2）②による司会進行、情報発信を依頼する。

- ④ セミナー当日の運営を行う。

(4) 各種広告媒体の制作、動画公開及びSNS等による広報や情報発信

- ① 小学校の魅力向上に関するSNSアカウントを取得し、高校生のインタビュー動画制作過程等を発信する。
- ② 上記(1)～(3)実施に当たっての広報を行うほか、予算の範囲内で小学校教員の魅力向上に関する効果的な情報発信を行う。

(5) 効果測定

動画の再生回数、SNSの閲覧回数、セミナー参加者数等、測定可能な目標値を設定し、効果測定を行う。

4 業務委託に当たっての留意事項

(1) 権利関係

- ① 企画の実施に当たっては、必要な取材、静止画又は動画等の素材収集又は撮影等のほか、使用する映像及び音声等に関する著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については、受注者が行うこと。
また、第三者が権利を有する素材(キャラクター、音楽、タレント等の著名人、インフルエンサー等)の活用も可とするが、その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段等の調整、その他付随する業務全般を受注者が実施すること。
- ② 納品された映像及び音声等の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、発注者に帰属する。
また、受注者(映像、音響等の制作者から委託を受けた者を含む。)は、納品された映像及び音声等の著作権等に係る著作権等に係る著作者人格権を発注者及び第三者に対して行使しないものとする。
- ③ 本業務で制作されたコンテンツ(作成したデータ、静止画又は動画、文章等)、納品された映像及び音声等は、受託期間中及び事業終了後、発注者が作成するホームページや各種広報媒体、その他プロモーション等に受注者の承諾なく、発注者又は発注者の指定する者が無償で二次使用や複製することができるものとする。

(2) 情報発信関係

- ① Twitterを使用する場合、青森県教育庁教職員課が運用するTwitterアカウント「Aomori_kyoin」とは別アカウントを使用すること。このほか、事業効果を高める手法があれば提案すること。
- ② 県内外で小学校教員の魅力として注目を集めているもの、新しいもの、知られていないが魅力的なものなど、小学校教員の魅力向上PRに繋がり、小学校教員への関心・意欲を高める工夫を講じること。
- ③ 企画の内容が特定の地域や市町村のみに偏らないようにすること。
- ④ 本事業の成果が一過性のものに終わらず、委託終了後も小学校教員の魅力向上を促すための仕掛けやコンテンツの活用方法があれば提案すること。

5 委託業務の期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

ただし、3（1）③の動画は8月上旬頃に使用予定であることから、令和5年7月24日（月）までに粗編集したものを納品すること。

6 成果物

- ①制作した魅力向上動画に係るマスターデータ
- ②制作した広告物に係るマスターデータ
- ③効果測定結果を記載した業務実施報告書1部

7 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。